

農林水産大臣

太田誠一様

有明海再生の早期実現を求める要請書

平成20年9月3日

佐賀県

有明海再生の早期実現を求める要請書

近年、有明海は、流況の変化、底質の悪化、赤潮の多発、貧酸素水塊の発生など漁場環境が悪化し、二枚貝類などの資源量は大幅に減少したまま回復せず、漁船漁業は深刻な状況が続いています。

当県は、これまで、有明海の再生のため、環境変化の仕組みを科学的に解明することが必要であり、中・長期開門調査をはじめ徹底した原因究明調査の実施を提案してきました。

そのような中、去る6月27日、佐賀地方裁判所は、有明海沿岸の漁業者らが国営諫早湾干拓地の潮受堤防の撤去や排水門の常時開放を求めていた訴訟において、漁業者らの請求を一部認める判決を言い渡しました。

これに対し、7月10日に、国は控訴されましたが、農林水産大臣談話により、今後、開門調査のための環境アセスメントを行い、有明海の再生に向けた取り組みをこれまで以上に拡充・強化することを述べられております。

このようなことを踏まえ、漁業者のみならず、県民の願いであります一日も早い有明海再生のために、次のことを要請します。

- 1 7月10日の農林水産大臣談話に基づき実施される環境アセスメントが、確実に開門調査の実施につながるものとなるようすること。
- 2 環境アセスメントの基本方針（枠組み）が決定される前に、県などの地元の関与のありかたなどについて意見を述べる機会をつくること。
- 3 漁業振興策の充実などにより、一日も早い有明海再生を実現すること。

平成20年9月3日

佐賀県知事

古川 康

